(平成22年4月1日) (規則第13号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校(以下「本校」という。)におけるソフトウェアの管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構ソフトウェア管理規則(平成21年規則第94号。以下「機構規則」という。)に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、本校におけるソフトウェアの管理に関する校内体制を整備すること により、ソフトウェアの違法な複製を防止し、法令遵守を図ることを目的とする。

(ソフトウェア管理担当者等)

- 第3条 機構規則第6条に基づき、ソフトウェア管理責任者が指名するソフトウェア管理 担当者及びその管理を割り当てる範囲は別表のとおりとする。
- 2 前項で定める各ソフトウエア管理担当者を総括するソフトウェア総括管理担当者は、 総合情報処理室長をもって充てる。

(教職員の責務)

- 第4条 教職員は、ソフトウェアを購入する場合には、ソフトウェア管理担当者の承諾を 得て物品請求をしなければならない。
- 2 教職員は、ソフトウェアをコンピュータにインストール又はアンインストールをする ときは、ソフトウェア管理担当者に依頼又はソフトウェア管理担当者の承諾を得て実施 しなければならない。
- 3 教職員は、ソフトウェア管理担当者の承諾を得て自らコンピュータにソフトウェアを インストール又はアンインストールした場合は、速やかにソフトウェア管理担当者に報 告しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、ソフトウェ ア総括管理担当者が定める。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 機構規則別紙様式1から別紙様式3については、高専機構IT資産管理システムが導入されるまでは、従前の様式を使用することができるものとする。

別表

ソフトウェア管理担当者	管理を割り当てる範囲
総合情報処理室長	総合情報処理室において管理するソフトウェア及び
	以下の組織に属さないソフトウェア
地域連携・テクノセンター長	地域連携・テクノセンターにおいて管理するソフト
	ウェア
広報情報室長	広報情報室において管理するソフトウェア
図書館長	図書館において管理するソフトウェア
キャリア支援室長	キャリア支援室において管理するソフトウェア
国際交流室長	国際交流室において管理するソフトウェア
各教員	各教員において管理するソフトウェア
技術長	技術部において管理するソフトウェア
各課長	総務課又は学生課において管理するソフトウェア